

資料 1

○青堀保育園運営法人選定委員会設置要綱

令和 3 年 4 月 30 日 告示第 116 号

青堀保育園運営法人選定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 青堀保育園に係る管理運営業務並びに施設及び設備等を公正かつ円滑に社会福祉法人高砂福祉会から民間の法人（次条において「法人」という。）へ移管するため、青堀保育園運営法人選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法人の募集に関する事項
- (2) 法人の選定に係る基準に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、法人の選定に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会教育福祉常任委員会委員長
- (2) 保育所入所児童保護者
- (3) 学識経験者
- (4) 自治会代表
- (5) 公立保育所長
- (6) 副市長

3 委員の任期は、市長が委嘱した日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(資料の提出等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の聴取、説明その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。